

議案第 42 号

訴えの提起について

次のとおり、訴えの提起をするに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める

記

1 事件名 地方自治法及び弥彦村土地開発基金条例違反の支出に係る損害賠償

2 訴えの相手方

住所 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓7121番地

氏名 大谷良孝

3 訴えの提起の理由

相手方が地方自治法及び弥彦村土地開発基金条例に違反する支出について決裁し支出が行われた。その結果として弥彦村土地開発基金に欠損金が生じているため、当該支出に相当する金員の支払いを求めるものである。

4 請求の要旨

(1) 相手方に対し、金2,804,900円の支払を求める。

(2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

5 訴訟遂行の方法

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

平成29年6月8日提出

弥彦村長 小林豊彦